

鬼柳地区における 小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請について

地区計画区域内では、都市計画決定された地区整備計画の法的実効性を担保するため、建築物の用途、規模などの制限に関する「小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」と建築物や工作物の形態や意匠の制限に関する「**小田原市地区計画形態意匠条例**」により、**認定等を受けるまで工事に着手できません**。そのため、次の手続きが必要になります。ここでは、小田原市地区計画形態意匠条例に基づく手続きについてご説明いたします。

小田原市地区計画の区域内における
建築物に係る制限に関する条例

⇒建築基準法に基づく**建築確認申請**

詳細は建築指導課 (0465-33-1433)

都市計画法に基づく届出

⇒都市計画課**都市計画係**へ

(0465-33-1571)

小田原市地区計画形態意匠
条例に基づく認定申請

⇒都市計画課**景観係**へ

(0465-33-1573)

認定申請が必要な行為は次のとおりです。また、認定を受けた計画を変更する場合も同様です。

建築物の建築等
(新築、増改築、塗り替え等)



工作物の建設等
(新設、増改築、塗り替え等)

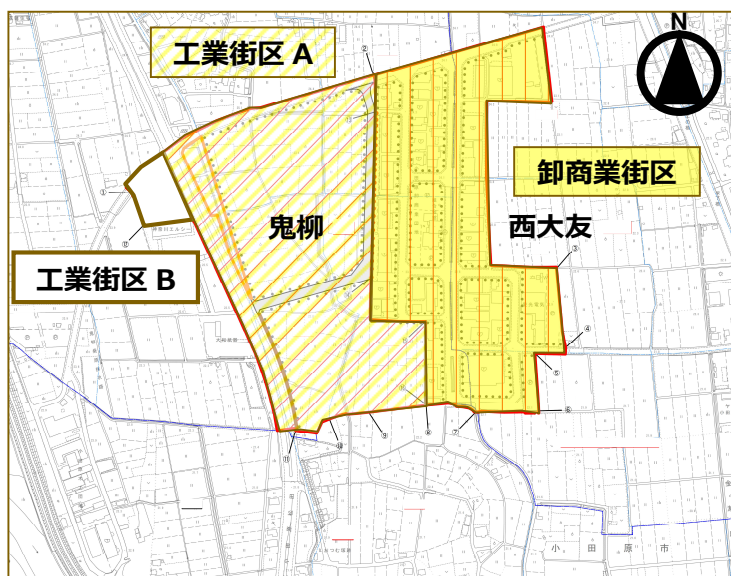


門、塀、フェンス等

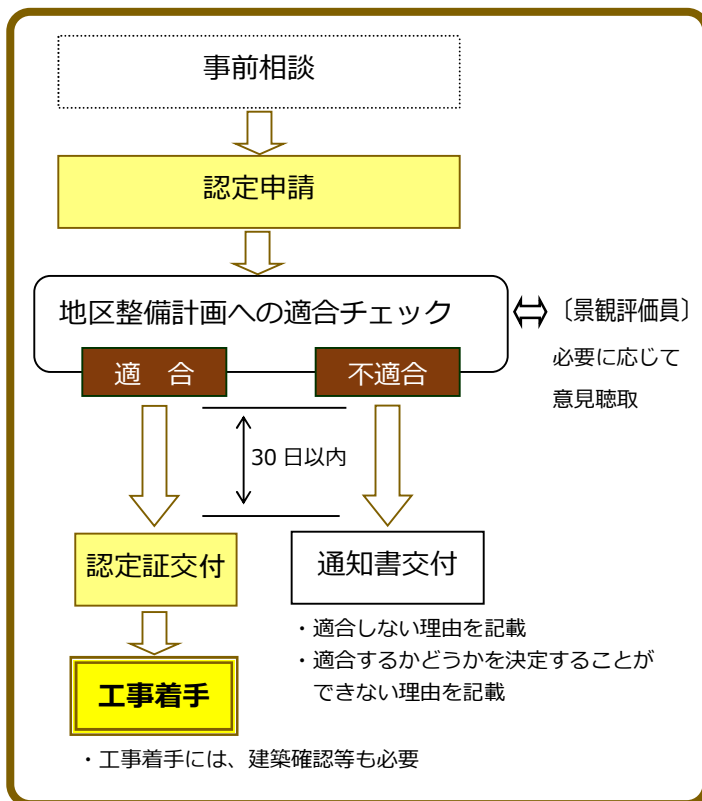


自動販売機

位置図



申請の流れ



申請に必要な書類

※正副 2 部ご提出願います。(副本は認定証と一緒にお返しいたします)

認 定 申 請 書	様式第 1 号
別 紙	建築物の概要、工作物の概要
付 近 見 取 図	計画地や道路及び目標となる地物などの位置を表示したもの（案内図）
配 置 図	計画地内における建築物や工作物の位置を表示したもの
各 面 の 立 面 図	着色された各面の立面図にマンセル値を記入したもの
工作物の意匠図	着色された工作物の意匠図にマンセル値を記入したもの
外 構 平 面 図	植栽は樹種等を記載したもの
現況カラー写真	計画地及びその周辺の状況を示す写真

制限の内容

建築物等の形態又は意匠の制限

工業街区 A・B

1 建築物の屋根（ひさしを含む。以下同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下同じ。）並びに工作物（自動販売機を除く。以下同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉^{むゆう}の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（地盤面からの高さ 10m以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。

(1) 建築物の屋根の色彩

使用する色相	明 度	彩 度
0.1R ～ 5Y	5 以下とする。	4 以下とする。
上記以外の色相	5 以下とする。	2 以下とする。

卸商業街区

1 建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分（地盤面からの高さ 10 m 以下の部分に限る。）の色彩については、この限りでない。

使用する色相	彩 度
0.1YR～5Y	4 以下とする。
上記以外の色相	2 以下とする。

建築物等の形態又は意匠の制限

工業街区 A・B			卸商業街区		
(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩					
使用する色相		明 度	彩 度		
0.1R ～ 5Y	7.5 以上の場合	2 以下とする。			
	7.5 未満の場合	4 以下とする。			
上記以外の色相		全域	2 以下とする。		

2 建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。

3 自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。

色 相	明 度	彩 度
5 Y	7.5	1.5

小田原市 都市部 都市計画課 景観係
〒250-8555 小田原市荻窪 300
T E L : 0465-33-1573
E-mail : ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp